

福島市農業・農村振興条例改正案（素案）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(前文)</p> <p>福島市の農業及び農村は、吾妻、阿武隈両山系と阿武隈川など恵まれた自然にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより福島市の発展と地域社会の形成、さらには市民生活の向上に大きな役割を果たしてきた。</p> <p>近年、世界的な人口の増加による食料不足が危惧される一方で、農産物の輸入自由化や<u>国内での人口減少などを要因とする</u>食料の消費に関する構造の変化による<u>農業経営の困難な状況などから、農業者の減少と高齢化及び耕作放棄地の増加を招き、さらには新たな環境問題の発生や気候変動</u>など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。</p> <p>このような状況の下で本市の<u>基幹的産業である</u>農業を<u>持続可能で</u>魅力あるものとし、活力ある地域を築き上げるには、<u>災害に強い農地整備に取り組むとともに、自然災害のリスクに備え</u>、地理的、気候的特性さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域の特性を生かしながら、特色のある農業の展開を図ることが重要である。</p> <p>また、試験研究機関<u>から</u>の支援及び新技術の普及の充実を図り、<u>農地経営の継承に資する多様な担い手や</u>創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、<u>生産性の向上や</u>生産経費の低減を図りながら、安全かつ良質な食料の供給に努めることはもちろん、環境と調和した農業を推進するとともに、農用地等の保全、良好な景観の形成といった農業及び農村が有する多面的な機能を発揮することが重要である。</p> <p>加えて、農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者自らの意欲はもとより、市民一人一人が農業に対する認識を共有するとともに、広く市内外への周知に努めながら地域農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。</p> <p>このような考え方に立って、福島市の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐために、この条例を制定する。</p> <p>第1章 総則 (目的)</p>	<p>(前文)</p> <p>福島市の農業及び農村は、吾妻、阿武隈両山系と阿武隈川など恵まれた自然にはぐくまれ、食料の安定供給はもとより福島市の発展と地域社会の形成、さらには市民生活の向上に大きな役割を果たしてきた。</p> <p>近年、世界的な人口の増加による食料不足が危惧<u>(ぐ)</u>される一方で、農産物の輸入自由化や食料の消費に関する構造の変化による経営の困難<u>さは、農業従事者の減少と高齢化及び耕作放棄地の増加を招き、さらには新たな環境問題が発生する</u>など、農業及び農村を取り巻く状況が大きく変化している。</p> <p>このような状況の下で本市の農業を魅力あるものとし、活力ある地域を築き上げるには、地理的、気候的特性さらには平坦な地域、中山間地域と多様な地域の特性を生かしながら、特色のある農業の展開を図ることが重要である。</p> <p>また、試験研究機関の支援及び新技術の普及の充実を図り、創意工夫に富んだ意欲ある担い手を育成し、農地を適切に保全しつつ、生産経費の低減を図りながら、安全かつ良質な食料の供給に努めることはもちろん、環境と調和した農業を推進するとともに、農用地等の保全、良好な景観の形成といった農業及び農村が有する多面的な機能を発揮することが重要である。</p> <p>加えて、農業及び農村の振興を進めていくためには、農業者自らの意欲はもとより、市民一人一人が農業に対する認識を共有するとともに、広く市内外への周知に努めながら地域農産物の消費及び利用の促進を図ることが大切である。</p> <p>このような考え方に立って、福島市の農業及び農村を貴重な財産としてはぐくみ、将来に引き継ぐために、この条例を制定する。</p> <p>第1章 総則 (目的)</p>

改正後	改正前
<p>第1条 (略)</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 農業は、その有する食料その他の農産物の供給機能及び多面的機能(食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)第4条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。)の重要性に鑑み、<u>人口減少に伴う農業者の減少、気候変動その他の農業をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、これらの機能が発揮されるよう、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の生産性の向上、農産物の付加価値の向上及び農業生産活動における環境への負荷の低減が図られることにより、その持続的な発展が図られなければならない。</u></p> <p>2 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていること<u>に鑑み、農村の人口減少その他の農村をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、地域社会が維持され、食料その他の農産物の供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興及び活性化が図られなければならない。</u></p> <p>3 農業及び農村の振興は、安全な食料を安定的に供給することはもちろん、<u>農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。以下同じ。)</u>の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(農業者及び農業団体の努力)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(市民の役割)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(基本理念)</p> <p>第2条 農業は、その有する食料その他の農産物の供給機能及び多面的機能(食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)第4条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。)の重要性に鑑み、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、<u>地域の特性に応じた効率的かつ安定的な農業が確立され、持続的な発展が図られなければならない。</u></p> <p>2 農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていること<u>から、</u>農産物の供給機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備により、その振興及び活性化が図られなければならない。</p> <p>3 農業及び農村の振興は、安全な食料を安定的に供給することはもちろん、<u>自然の有する循環機能</u>の維持増進により、将来にわたって消費者及び生産者の安心を保障するものでなければならない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(農業者及び農業団体の努力)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(市民の役割)</p>

改正後	改正前
<p>第5条 市民は、農業及び農村について理解を深め、農業に対する認識を広く共有するとともに、<u>農産物の消費に際し、環境への負荷の低減に資する農産物の選択に努めることによって、</u>地域農産物の消費者として、<u>その農産物の持続的な供給に寄与しつつ、</u>その消費及び利用の促進を図ることにより農業及び農村の振興に協力するものとする。</p>	<p>第5条 市民は、農業及び農村に<u>関する</u>理解を深め、農業に対する認識を広く共有するとともに、地域農産物の消費者として、その消費及び利用の促進を図ることにより農業及び農村の振興<u>への協力に努めるもの</u>とする。</p>
<p>第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策 第1節 農業及び農村の振興の基本方針 <u>(基本方針)</u></p>	<p>第2章 農業及び農村の振興に関する基本施策 第1節 農業及び農村の振興の基本方針</p>
<p>第6条 (略) (1)～(5) (略)</p>	<p>第6条 (略) (1)～(5) (略)</p>
<p>第2節 農業及び農村の振興の主要施策 (農業の担い手の確保等) 第7条 市は、<u>農業後継者をはじめとする</u>農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、<u>農業者及び農業の新たな担い手に対し、生産技術の習得及び向上並びに経営管理能力の向上に必要な教育、研修及び伴走支援の充実その他の</u>措置を講ずるものとする。</p>	<p>第2節 農業及び農村の振興の主要施策 (農業の担い手の確保等) 第7条 市は、<u>意欲ある</u>農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、教育、研修及び<u>就農</u>支援の充実その他<u>必要な</u>措置を講ずるものとする。</p>
<p>(農業経営の安定等) 第8条 (略)</p>	<p>(農業経営の安定等) 第8条 (略)</p>
<p>(優良農地の確保) 第9条 市は、農業生産性の向上を図るため、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保、耕作放棄地の<u>抑制及び</u>利用その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(優良農地の確保) 第9条 市は、農業生産性の向上を図るため、農地の流動化及び集団化の促進等優良農地の確保、耕作放棄地の利用その他必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>(優良品種の検討) 第10条 市は、農産物の生産性及び品質の向上を図るため、<u>試験研究機関及び大学等との連携により、</u>優良品種の検討を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(優良品種の検討) 第10条 市は、農産物の生産性及び品質の向上を図るため、優良品種の検討を推進するとともに、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(地域の特性を生かした農業の推進) 第11条 (略)</p> <p>(産地銘柄の確立及び農業関連産業との連携強化) 第12条 市は、農産物の付加価値の向上及び創出、広域的集荷体制の強化並びに販路の拡大を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。 <u>(1) 農業生産工程管理の取組の推進による高い品質を有する品種の導入の促進及び品種改良の支援</u> <u>(2) 産地銘柄の確立</u> <u>(3) 食品製造業その他農業に関連する産業との連携強化の促進</u> <u>(4) 学校給食、観光及び外食産業への地場農産物の利用拡大</u> <u>(5) 流通体制の整備</u></p> <p>(環境と調和した農業の推進) 第13条 市は、環境と調和し、持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び農業の自然循環機能の維持増進に必要な措置を講ずるとともに、有機農業その他の化学的に合成された肥料及び農薬等を低減した農業の推進並びにその農産物の認証に係る理解の促進等に必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(都市と農村との交流の促進) 第14条 (略)</p> <p>(中山間地域等の総合的な振興) 第15条 市は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。)の総合的な振興を図るため、農業生産基盤及び生活環境を一体的に整備するとともに、地域資源を活用した農業と他の産業との複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(多面的機能の発揮に関する市民理解の促進) 第16条 (略)</p>	<p>(地域の特性を生かした農業の推進) 第11条 (略)</p> <p>(産地銘柄の確立及び農業関連産業との連携強化) 第12条 市は、農産物の付加価値の向上、広域的集荷体制の強化及び販路の拡大を図るため、<u>品種改良の支援、産地銘柄の確立、食品製造業その他農業に関連する産業との連携強化の促進、学校給食並びに観光及び外食産業への地場農産物の利用拡大並びに流通体制の整備に必要な措置</u>を講ずるものとする。</p> <p>(環境と調和した農業の推進) 第13条 市は、環境と調和し、持続的に発展する農業の推進を図るため、農地の保全及び<u>土、水、生物等の自然が有する循環機能</u>の維持増進に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(都市と農村との交流の促進) 第14条 (略)</p> <p>(中山間地域等の総合的な振興) 第15条 市は、中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。)の総合的な振興を図るため、農業生産基盤及び生活環境を一体的に整備し、地域資源を活用した農業と他の産業との複合化を促進し、その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(多面的機能の発揮に関する市民理解の促進) 第16条 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>(女性の活躍の推進)</u>  <u>第17条 市は、女性の農業及び農村における活躍を推進するため、女性農業者の経営、女性の地域活動への参画及び連携の促進等に必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>(農業団体との連携強化)  <b>第18条</b> (略)</p> <p>第3章 農業及び農村の振興に関する施策の推進  (基本計画の策定)  <b>第19条</b> (略)  2 (略)  3 (略)  <u>4 市長は、第1項の規定により基本計画を策定したときは、これを議会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>(先端的な技術等を活用した生産性の向上)</u>  <u>第20条 市は、農業の生産性の向上に資するため、情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産方式の導入の促進に努めるものとする。</u></p> <p><u>(農地の保全に資する共同活動の促進)</u>  <u>第21条 市は、農業者その他の農村と関わりを持つ者による農地の保全に資する共同活動(以下この条において「共同活動」という。)が、地域の農業生産活動の継続及び多面的機能の発揮に寄与し、農地経営に重要な役割を果たしていることに鑑み、共同活動の促進に必要な情報通信技術を含む施策を講ずるものとする。</u></p> <p>(年次報告)  <b>第22条</b> 市長は、毎年、<b>議会</b>に農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告をしなければならない。</p>	<p>新設</p> <p>(農業団体との連携強化)  <b>第17条</b> (略)</p> <p>第3章 農業及び農村の振興に関する施策の推進  (基本計画の策定)  <b>第18条</b> (略)  2 (略)  3 (略)  新設</p> <p>新設</p> <p>新設</p> <p>(年次報告)  <b>第19条</b> 市長は、毎年、<b>市議会</b>に農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告をしなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(財政上の措置) <u>第23条</u> (略)</p> <p>(啓発) <u>第24条</u> 市は、農業及び農村の振興に対する市民理解の促進のため、<u>市民に対する農業、農村及び地産地消並びに食文化の維持保存に関する情報の提供その他</u>必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(財政上の措置) <u>第20条</u> (略)</p> <p>(啓発) <u>第21条</u> 市は、農業及び農村の振興に対する市民理解の促進のため、必要な措置を講ずるものとする。</p>